

未来に繋げる川づくりを一緒に考えてみませんか？

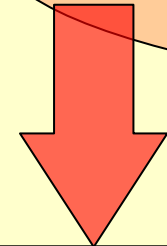
相模川ふれあい懇談会

相模川ふれあい懇談会の進め方



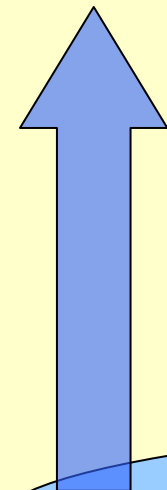
相模川ふれあい懇談会

相模川をより良い河川にしていくため、市民団体や学識者、学校関係者などあらゆる人が、自由に参加し、幅広く意見を述べる場。



整備計画の作成
(たたき台)

幅広く意見をきいて、河川管理者が作成



河川整備計画の法的手続きフロー

整備計画 (素案)

整備計画 (原案)

関係省庁協議等

河川整備計画策定

河川管理者が策定

河川法第16条の2第3項
学識経験を有する者からの意見聴取

河川法第16条の2第4項
関係住民からの意見聴取

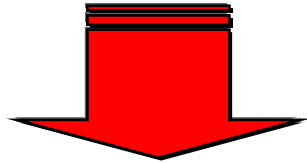
河川法第16条の2第5項
関係都道府県知事又は関係市町村長からの意見聴取

相模川 川づくり行政連絡会
(関係する流域自治体)

相模川ふれあい懇談会とは

相模川ふれあい懇談会とは・・・

相模川をより良い河川にしていくため、市民団体や学識者、学校関係者などあらゆる人が自由に参加し、幅広く意見を述べる事が出来る場



例えば次のような懸案事項

- 弱小堤防の治水安全度はどれくらいか。
- 河川区域のゴミ処理はどうしているのか。
- 水質基準はクリアしているのか。
- 希少種の保全と外来種対策は如何に。
- 河川敷の利用方法について。

等々

治水対策



外来種対策



不法投棄対策



高水敷利用

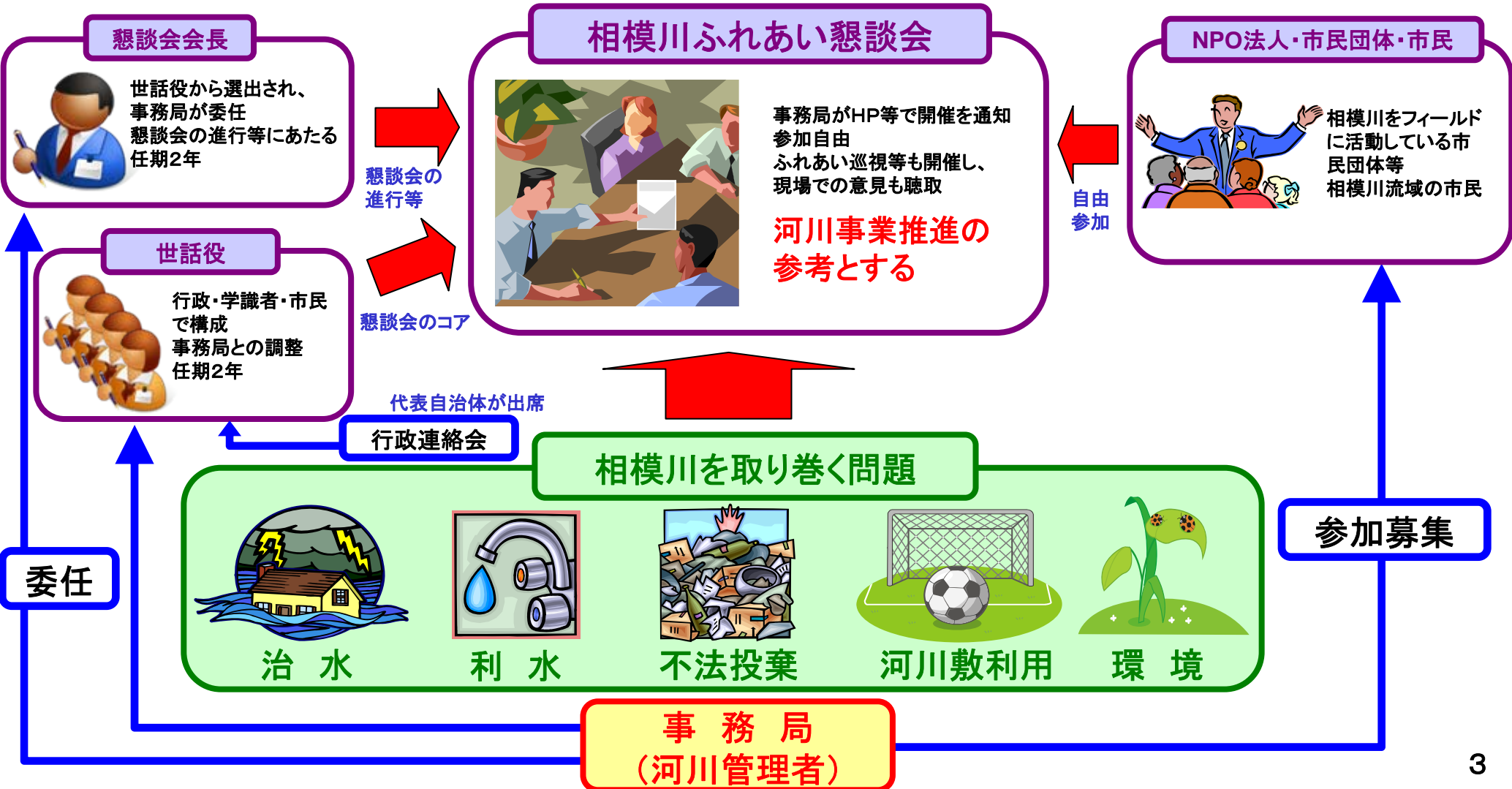


この様な事について、みなさんと河川管理者が議論しながら、今後の川づくりを考える会です。

相模川ふれあい懇談会イメージ図

相模川ふれあい懇談会とは・・・

相模川をより良い河川にしていくため、市民団体や学識者、学校関係者などあらゆる人が自由に参加し、幅広く意見を述べる事が出来る場



相模川 川づくり行政連絡会イメージ図

相模川 川づくり行政連絡会とは・・・

神奈川県内における相模川水系の川づくりに際して、行政間において必要となる事項の連絡・調整を行う場

相模川 川づくり行政連絡会



神奈川県内の流域自治体で構成
必要に応じ幹事会を開催
重要な事項について決定
河川事業推進の参考とする

下部組織

幹事会



神奈川県内の流域自治体における実務担当者で構成
軽微な作業を行う

代表自治体が出席

ふれあい懇談会
世話役

適宜開催

必要に応じ開催

相模川を取り巻く問題



治水



利水



不法投棄



河川敷利用



環境

事務局
(河川管理者)

河川整備基本方針、河川整備計画とは

平成9年(1997年)河川法改正

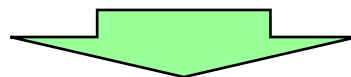
- 河川環境の整備と保全
- 地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入



河川整備基本方針

河川管理者(一級水系は国土交通大臣)が定める
平成19年11月22日策定

- ・長期的な河川整備の基本的な方針
- ・具体の河川整備の内容を定めず、整備の考え方の記述



河川整備計画

河川管理者(大臣管理区間:地方整備局長
・県管理区間:都道府県知事)が定める

- ・20~30年後の河川整備計画の目標を明確にする
- ・個別事業を含む具体的な河川の整備の内容を明らかにする

